

長崎県地域スポーツクラブ活動・学校運動部活動 指導者エントリーシステム 募集案内



長崎県教育委員会では、中学校における運動部活動の地域移行の一環として地域で行われる「地域スポーツクラブ活動」や、「学校運動部活動」の指導に携わっていただく方を募集しています。

1 長崎県地域スポーツクラブ活動・学校運動部活動 エントリーシステムとは

県内の公立中学校の運動部活動の地域移行に伴う「地域スポーツクラブ活動指導者」や、「学校運動部活動外部指導者（外部コーチ）」として登録していただいた人材を、運動部活動の地域移行をすすめている市町等を通じて、地域スポーツクラブ活動等や公立中学校に情報提供するものです。

募集する人材



地域スポーツクラブ活動 指導者

- ・社会教育の一環に位置づけられる「地域スポーツクラブ活動」の指導を行います。
- ・基本的にクラブにおける技術的な指導に従事します。
- ・勤務日、報酬等の勤務条件は、活動の実施主体となる各運営団体の規定に基づきます。



学校運動部活動 外部指導者（外部コーチ）

- ・学校教育の一環として位置づけられる「学校運動部活動」の指導を行います。
- ・顧問の教員と連携を取りながら技術指導等に従事します。
- ・指導にかかる条件等は、市町教育委員会・学校により異なります。

指導者のアシスタントをご希望の方も入力フォームより登録してください。

2 部活動地域移行とは

学校の部活動は、子どもたちにとって、スポーツや芸術文化等に親しむ機会であるとともに、貴重な人間形成の場となっていますが、少子化による生徒数の減少に伴い、活動に必要な部員を維持できない等、全国的に従来通りの部活動の継続が難しくなっています。

このような状況を受け、国は、令和5年度から公立中学校の休日の部活動を段階的に地域の活動（地域スポーツクラブ活動）に移行する方針を示しています。

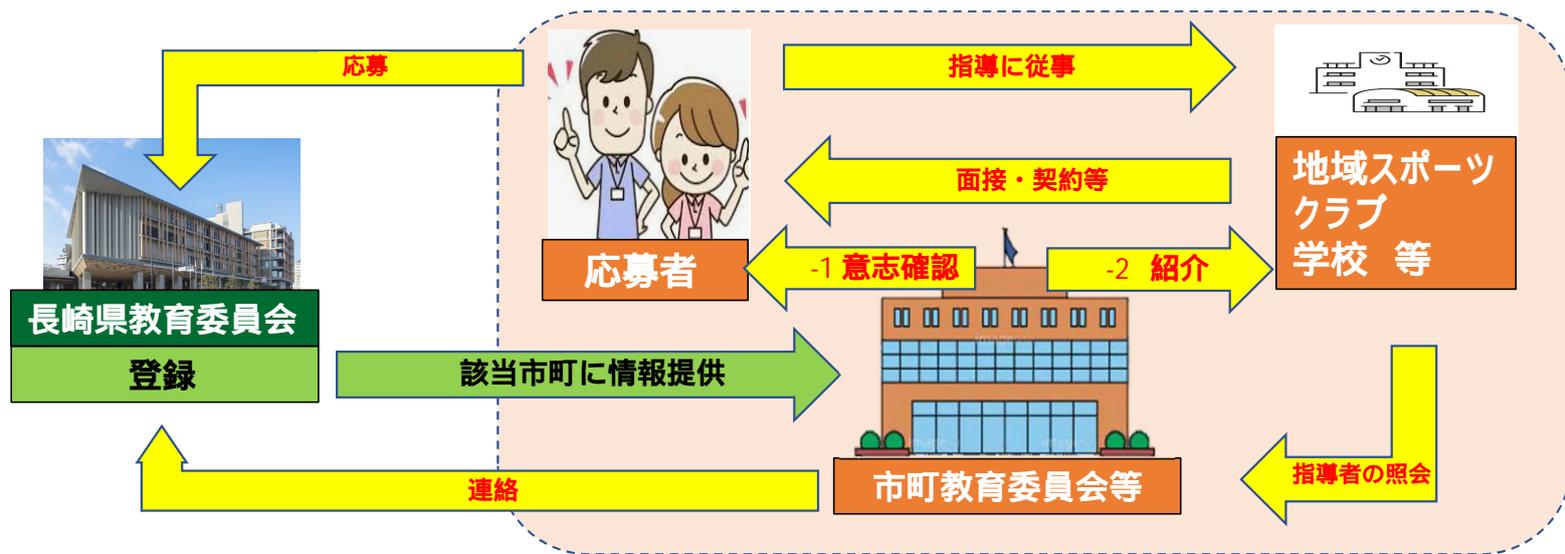
なお、地域スポーツクラブ活動の実施主体は、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ団体、民間事業者、大学、クラブチーム等多様なものが想定されることから、県内各市町において地域の実情に応じた体制の整備が検討されているところです。

3 応募資格

- ・満18歳以上で、本募集案内の記載事項に同意できる方。
- ・「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」及び「各市町が策定している方針」等を遵守できる方。
- ・県内の地域スポーツクラブ活動等の他、公立中学校における運動部活動での指導が可能な方。（登録の段階では、教員免許状や競技指導資格等の条件は設けておりません。）
- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び、学校教育法（昭和22年法律第26条）第9条の欠格事項に該当する等、社会通念に照らし、指導者として不適切と認められる方は登録できません。

4 応募から指導に従事までの流れ

応募者は、「指導者エントリーシステム」応募フォームにより申し込みます。
県は、応募内容を確認の上、「長崎県地域スポーツクラブ活動・学校運動部活動指導者エントリーシステム」に登録します。
県は必要に応じて、該当市町等に情報提供します。
地域スポーツクラブ等は市町等に指導者の照会をします。
市町等は応募者への意志確認（ -1 ）後、地域スポーツクラブ等への紹介（ -2 ）をします。
地域スポーツクラブ等は応募者と面接・契約等を実施します。
応募者は、地域スポーツクラブ等で指導に従事します
市町等は県に採用等についての連絡をします。



5 登録方法

（検索方法）

長崎県教育委員会HP → 体育保健課 → 学校体育 →
指導者エントリーシステム

上記の方法で登録できない場合は、県体育保健課 095-894-3393 までご連絡ください。



QRコードはこちら

6 その他

- 登録情報については、指導者を選考、採用する目的のため、長崎県教育委員会の他、関係市町教育委員会等と学校、地域スポーツクラブ等で共有します。目的外での使用は一切いたしません。
- 登録者が必ず採用されるわけではありません。
- 登録後に内容の変更や抹消を希望される場合は、下記にお問い合わせ下さい。
- 登録後は、原則として申し出がない限り継続されますが、長期に渡って連絡が取れない等、管理者が登録と抹消することが適当と判断する場合はこの限りではありません。

7 お問い合わせ

長崎県教育庁 体育保健課 学校体育班

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
TEL：095-894-3393
FAX：095-894-3478

